

○消費者契約法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二五・二・一一、一法九六、附則一、一条、平成二八・〇・〇、施行)

第三節 適格消費者団体の認定

第三十三条(一)(四) 略

(註書略)

一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づき命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく、二、第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人

第三十五(略)

(註書略)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づき命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく、二、第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

第三十四条(一)(二) 略

(註書略)

ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

第三十三条(一)(四) 略

(註書略)

ハ 略

第三十四条(一)(二) 略

(註書略)

③ 第十二条の二第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の規定が、第二十二條各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く)により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該

確定判決等に係る訴訟等の手続に関し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む)は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

④(略)

⑤(略)

第三十五条(一) 適格消費者団体の承継に係る指定等

第三十五条(一) 適格消費者団体の承継に係る指定等
号本文の確定判決等で強制執行をすることができものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二條各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該禁止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)